

緊急一時保護事業実施要領

令和 4年 3月 7日
03特厚施第175号
管 理 者 決 定

(目的)

第1 この要領は、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が所管する厚生関係施設（以下「施設」という。）において実施する緊急一時保護事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。

緊急一時保護事業

緊急対応を要すると福祉事務所長が判断した世帯について、施設における当該事業用居室を、期間を定め利用させる事業をいう。

厚生関係施設

特別区人事・厚生事務組合保護施設条例（平成17年特別区人事・厚生事務組合条例第17号。以下「保護施設条例」という。）により設置した生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第2号に基づく更生施設及び同項第5号に基づく宿所提供施設並びに特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例（平成17年特別区人事・厚生事務組合条例第18号。以下「宿泊所条例」という。）により設置した社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に基づく宿泊所をいう。

(事業目的と支援)

第3 この事業は、居所を喪失し即日の対応等を要する世帯の生活困窮状態を解消することを目的に、次に掲げる支援を行う。

居室の提供

日常生活用具等の貸与（ただし、寝具については利用者が持参するものとする。）

福祉事務所長が行う生活、健康、住宅等の相談及び指導への協力

(利用対象者)

第4 事業の利用対象者は、福祉事務所長が、緊急避難的な措置又は対応を必要とする世帯で、他の施策により適当な居所を確保することが困難と判断した者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

家族を利用対象とする宿泊所にあつては、家族及び女性単身世帯で、居室の提供及び軽易な生活支援等により生活可能な者

家族を利用対象とする宿所提供施設にあっては、家族及び女性単身世帯で、生活保護を受給し生活支援・援助を必要とする者

更生施設けやき荘及び東が丘荘にあっては、女性単身世帯で、生活保護を受給し日常生活の支援・援助のほか、給食等現物給付を必要とする者

男性単身世帯で、り災により居所を喪失した者

- 2 前項に定める利用対象者は、次のすべての項目に該当する者とする。

女性相談センター、母子生活支援施設、高齢者緊急一時保護事業等の他の緊急一時保護施策が利用困難な者、又は現に他の緊急一時保護施策を利用しており、利用期間終了後の転出先の確保が困難な者

施設の設備、環境で日常生活に支障がない者

施設の集団生活に支障のない者

更生施設、宿所提供施設にあっては生活保護受給世帯若しくは要保護世帯、宿泊所にあっては原則として宿泊所条例第3条に定める収入の範囲以内の者

(利用期間)

- 第5 事業を利用できる期間は、原則として3か月以内とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合において、福祉事務所長の依頼に基づき、施設運営課長が必要と認めるときは、当初の入所から起算して6か月の期間の範囲内で、事業の開始時の利用期間(以下「利用期間」という。)と同期間の範囲内で、利用期間を延長することができる。

利用者及び世帯員が入院加療したとき。

利用者及び世帯員が災害等により、相当の損害を受けたとき。

転居先が確定している利用者の世帯員が、幼稚園、小中学校、特別支援学校等の卒入学等の時期に当たるとき。

利用者及び世帯員が、民間住宅の賃貸借契約等により転居先が確定しており、入居日が決定している場合において、入居までに期間を要するとき。

利用者及び世帯員が、老人ホーム、母子生活支援施設等の福祉施設への入所日が決定している場合において、入所までに期間を要するとき。

利用者及び世帯員が、都営住宅等の公営住宅に当選している場合において、入居までに期間を要するとき。

その他福祉事務所長が特に必要と認めるとき。

- 3 次の各号のいずれかに該当する場合において、利用期間を延長してもなお6か月の期間を超えて退所に至らない場合、利用者が施設での日常生活に支障がなかったことを前提に、福祉事務所長、施設運営課長及び施設長の協議(以下「特例延長会議」という。)による合意に基づき、施設運営課長が必要と認めるときは、当初の入所から起算して12か月の期間の範囲内で、利用期間を延長することができる。

転居先が確定している利用者の世帯員が、幼稚園、小中学校、特別支援学校等の卒入学等の時期に当たるとき。

利用者及び世帯員が、民間住宅の賃貸借契約等により転居先が確定しており、

入居日が決定している場合において、入居までに期間を要するとき。

利用者及び世帯員が、老人ホーム、母子生活支援施設等の福祉施設への入所日が決定している場合において、入所までに期間を要するとき。

利用者及び世帯員が、都営住宅等の公営住宅に当選している場合において、入居までに期間を要するとき。

6か月まで延長しても転出できなかった理由を明確にした上で、更に延長する必要性に合理性が確認できたとき。

- 4 第3項第4号の規定に該当する者が、利用期間を延長してもなお12か月の期間を超えて退所に至らない場合において、特例延長会議による合意に基づき、施設運営課長が必要と認めるときは、都営住宅等の公営住宅に入居するまで、施設運営課長が必要と認める期間を延長することができる。
- 5 更生施設けやき荘及び東が丘荘を利用して事業を利用する場合の利用期間は、1か月以内とする。この場合においては、利用期間の延長は行わない。

(事業利用の手続)

第6 事業の利用を希望する者(以下「利用申請者」という。)は、利用申請者の居所を所管する福祉事務所に申し出なければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申出があったときは、利用申請者について状況を調査し、この事業の利用が適当と認める場合は、援助の方針と利用期間を定め、施設運営課長に事業利用の依頼を行う。
- 3 施設運営課長は、前項の依頼を受けたときは、次に掲げる事由に該当する場合を除き、事業の利用を決定し、福祉事務所に回答する。

施設にこの事業用の空室がないとき

利用申請者が利用することにより、事業に支障をきたす恐れがあると認められるとき

- 4 事業の利用手続は次に掲げるところによる。

施設長は、施設運営課長に空き情報等を連絡する。

福祉事務所長は、施設運営課に緊急一時保護事業用居室の空き状況等、利用の可否について照会する。

施設運営課長は、施設の空き状況等に基づき、利用の可否等について施設長と調整する。

施設運営課長は、前号の調整に基づき、利用の可否、入所可能日等について、福祉事務所長あて回答する。

福祉事務所長は、施設運営課長あて、「緊急一時保護事業 利用・利用期間延長依頼書(第1号様式)」及び「緊急一時保護事業利用依頼調査書(第2号様式)」を送付する。更生施設・宿所提供施設にあつては、上記に加え、「入所依頼書(写)」を送付する。ただし、緊急の場合に限り、「緊急一時保護事業 利用・利用期間延長依頼書(第1号様式)」以外の書類は、依頼後の送付とすることができる。

施設運営課長は、前号の依頼を受けたときは利用の決定を行い、「緊急一時

保護事業 利用・利用期間延長回答書（第1号の2様式）」により事業利用の決定通知を福祉事務所長あて送付する。

福祉事務所長は、前号に基づき、利用申請者を施設へ移送し、入所の手続を行う。

（施設利用の手続）

第7 第6により事業の利用が決定した利用申請者（以下「利用者」という。）は、次の各号により施設利用の手続を行う。

宿泊所を利用して事業を利用する者は、特別区人事・厚生事務組合宿泊所条例施行規則（平成17年特別区人事・厚生事務組合規則第29号。以下「宿泊所条例施行規則」という。）第3条に基づく「使用承認申請書」を管理者に提出し、使用の承認を受けなければならない。

前号に添付することとなっている宿泊所条例施行規則第3条第1項及び第2項に掲げる書類は、「緊急一時保護事業 利用・利用期間延長回答書（第1号の2様式）」により代替することができる。

更生施設又は宿所提供施設を利用して事業を利用する者は、福祉事務所長が生活保護法施行細則に定められた「入所依頼書」を当該施設長に送付することにより施設利用の手続を行うものとする。

更生施設又は宿所提供施設の施設長は、生活保護法施行細則に定められた「入所決定通知書」を福祉事務所あて送付する。

（利用期間の延長の手続）

第8 福祉事務所長は、事業の利用期間延長を必要と認めるときは、「緊急一時保護事業 利用・利用期間延長依頼書（第1号様式）」により、施設運営課長に利用期間の延長を依頼する。

2 前項により依頼を受けた施設運営課長は、利用期間延長の決定を行い、「緊急一時保護事業 利用・利用期間延長回答書（第1号の2様式）」により事業利用期間延長の決定通知を福祉事務所長あて送付する。

3 宿泊所を利用して事業を利用する者が利用期間を延長したときは、当該利用者は、宿泊所条例施行規則第16条に定める退所猶予の手続をとるものとする。

4 宿泊所条例施行規則第16条に定める退所猶予申請書には、第2項で事業利用期間延長の決定を行った「緊急一時保護事業 利用・利用期間延長回答書（第1号の2様式）」の写しを添付する。

5 更生施設又は宿所提供施設を利用してこの事業を利用する者のうち、生活保護が廃止となった者及び利用開始時に要保護者であったが、生活保護開始に至らなかった者が利用期間延長したときは、特別区人事・厚生事務組合保護施設条例施行規則（平成17年特別区人事・厚生事務組合規則第28号。以下「保護施設条例施行規則」という。）第5条に定める退所猶予手続をとるものとする。

6 保護施設条例施行規則第6条に定める「退所猶予申請書」には、第2項で事業利用期間延長の決定を行った「緊急一時保護事業 利用・利用期間延長回答書（第

1号の2様式)」の写しを添付する。

(福祉事務所の役割)

第9 福祉事務所長は、利用者に対し必要な相談・指導を行うほか、事業の利用期間終了後の利用者の転出先確保等について、適切な措置又は対応を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、福祉事務所長は、次に掲げる援助を行う。

更生施設を利用して事業を利用する場合は、入所時検診(「保護施設等新規入所者に対する感染症予防について」(平成14年東京都福祉局長通知))を行うものとする。ただし、施設入所前に検診を行うことができない場合は、入所後直ちに検診を行う。

宿所提供施設及び宿泊所を利用して事業を利用する場合は、福祉事務所が必要と認める者について検診を行うものとする。

利用者又は世帯員が転入学、保育又は介護の手続きが必要な場合は、施設所在区と協議のうえ、援助を行うものとする。

利用者及び世帯員が要保護状態となった時は、生活保護法の運用について東京都福祉保健局生活福祉部保護課が示すところによる。

(施設の役割)

第10 施設長は第3に定める支援のほか、次に掲げる支援を行う。

福祉事務所が行う相談・指導に協力し、利用者に対する日常の相談・助言を行うとともに、利用者の健康や生活状態の把握に努める。また、適宜、福祉事務所に対して原則文書によりその内容を報告する。

事業利用開始時に日常生活用具を保持していない利用者に対して、不足する家具・什器等を無償で貸与する。ただし、生活保護受給世帯については、寝具、家具什器費等の一時扶助の適用を福祉事務所長に依頼する。

福祉事務所に協力し、利用者が利用期間内に転出ができるように支援する。

(利用の終了)

第11 福祉事務所長は、当初に定めた方針により、第5に定める利用期間内に利用者を転出させ、事業の利用を終了する。

2 施設運営課長は、前項にかかわらず、次の各号に該当すると認めるときは、福祉事務所長と協議のうえ、事業の利用を終了することができる。

転出先が確保できたとき

長期間の入院等により治療が必要と認められるとき

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症と認められるとき

第5第3項及び第4項に定める延長決定を受けた者が、本人の意志により入居を取り消したと認められるとき

第13に定める費用負担を3か月以上滞納したとき

第12に定める利用者の遵守事項に違反したとき

- 3 前項により事業の利用期間が終了した場合は、管理者は、宿泊所条例第6条に基づき、宿泊所の使用承認を取り消すことができる。
- 4 更生施設、宿所提供施設の施設長は、第2項により事業の利用期間が終了した場合は、福祉事務所長と協議のうえ、退所させることができる。
- 5 福祉事務所は第2項により事業の利用期間が終了したときは、すみやかに転出先の確保等適切な措置又は対応を行うものとする。

(利用者の遵守事項)

第12 利用者は、保護施設条例及び保護施設条例施行規則、宿泊所条例及び宿泊所条例施行規則、各施設の管理規程に定める事項を遵守するものとする。

(費用負担)

第13 利用者は、保護施設条例及び保護施設条例施行規則、宿泊所条例及び宿泊所条例施行規則の定める範囲で、費用を負担するものとする。費用負担額については、次に定めるものとする。

- 2 宿泊所を利用して事業を利用する者は、宿泊所条例施行規則第7条に定める使用料の額及び同規則第12条に定める費用の額を負担する。
- 3 更生施設又は宿所提供施設を利用して事業を利用する者のうち、生活保護が廃止となった者及び利用開始時に要保護者であったが、生活保護開始に至らなかった者の費用負担の取扱いは、次の各号に掲げるところによる。

更生施設を利用して事業を利用する者の場合、保護施設条例施行規則第7条第1項1号の規定(月額6分の1の額)に準じ、保護費は現物給付額(日額単価表のうち現物給付を受けたものに限る。)を負担する。

宿所提供施設を利用して事業を利用する単身者は、前項に定める額及び保護施設条例施行規則第7条第1項第2号の規定(当該施設事務費月額の3分の1の額)に準じた額を負担する。

宿所提供施設を利用して事業を利用する家族世帯は、前項に定める額及び保護施設条例施行規則第7条第1項第3号の規定(当該施設事務費月額の3分の1の額に、使用居室の床面積を3.3で除して得た数を乗じた額)を負担する。